

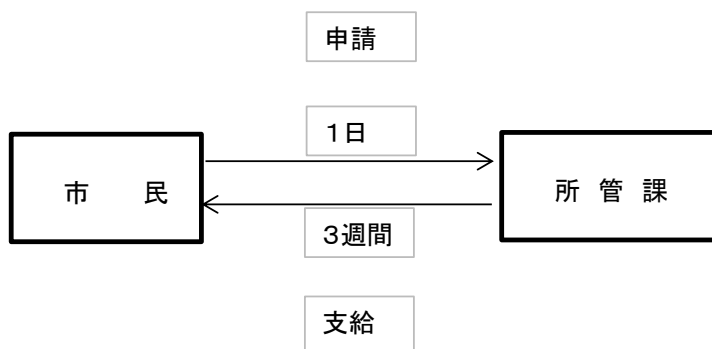
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 85

処 分 名	出産育児一時金の支給	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、審査基準に適合した場合に支給する。	
根 拠 法 令 名	松山市国民健康保険条例(昭和35年条例第19号)	
条 項	第7条第1項	
所 管 課	国保・年金課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3週間	
標準処理期間	計	3週間
判断基準	松山市国民健康保険条例第7条第2項の基準に基づく。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市国民健康保険条例</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに16,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。